

第29期

定時株主総会 招集ご通知



日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）



場所

東京都中央区日本橋二丁目14番1号
フロントプレイス日本橋10階
クオールグループ 会議室



●新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会にご出席される株主さまは、開催日時点での感染状況や、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、ご出席を見合わせることもご検討ください。

また、株主総会会場において、当社スタッフのマスク着用など、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

●株主総会にご出席の株主さまへお配りしておりましたお土産を取り止めさせていただいております。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第6号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

目次	第29期定時株主総会招集ご通知	3
	株主総会参考書類	7
	事業報告	28
	連結計算書類	45
	計算書類	47
	監査報告書	49

議決権行使について

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書用紙のご返送又はインターネットにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



行使期限：2021年6月28日（月曜日）午後6時00分

クオールホールディングス株式会社

証券コード：3034



企業理念

わたしたちは、すべての人の、
クオリティ オブ ライフに向きあいます。
いつでも、どこでも、あなたに。

スローガン

あなたの、いちばん近くにある安心



1 新しい医療への挑戦

いままでの常識の枠にとらわれず、
患者さまにとって、また地域社会にとって、
新たなクオールの価値を創出します。

2 選ばれつづける薬局への挑戦

患者さまの求める薬局のあり方を追求し続け、
利便性にあふれたすべての地域社会の
健康で豊かな生活に貢献します。

3 限りなき成長への挑戦

自らの幸福と企業の発展の合一を目指します。

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、日頃より格別のご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈りいたします。また、感染症の拡大防止に向けて、ご尽力いただいている方々に心より感謝申し上げます。

日本は世界でもトップクラスの平均寿命を誇る長寿大国であると共に、高齢化率が30%に迫り「超高齢社会」を迎えています。この急速な高齢化により、国民の医療や健康に対するニーズは年々高まっており、医療業界は大きな変革を求められています。このような環境の中、クオールグループは「あなたの、いちばん近くにある安心」をスローガンに、地域社会の健康で豊かな生活に貢献する医療サービスの提供を企業の使命とし、環境や価値観の変化をチャンスと捉え、様々な挑戦をしてまいりました。

当社グループの中核である「保険薬局事業」、MR等の医療従事者の派遣紹介や医薬品の製造等の「医療関連事業」との両輪で当社グループの成長を支え、事業の発展・拡大に寄与してまいりました。これからは社会の変化に柔軟に対応しながら地域医療へ貢献していくため、各事業においてデジタル化を進め医療に最適な革新的技術を導入してまいります。

また世界では、環境問題や社会貢献、企業統治の整備などESG (Environment、Social、Governanceの略) の取り組みが進んでいます。持続可能な社会を実現するために、当社グループ全体でも積極的に取り組んでおります。具体的には、女性が活躍できる職場環境の整備や障がい者雇用の促進など「ダイバーシティ推進」、レジ袋削減等によるCO₂排出削減への取り組みがあげられます。これからも社会課題の解決に貢献し、企業価値向上を図ってまいります。

当社グループは、医療・健康に携わる企業として、利用者にとって安心・安全で革新的なヘルスケアサービスを創出し、持続可能な社会の実現に努めてまいります。

これからも変わらぬご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



代表取締役社長

中村 敬

招集ご通知

証券コード 3034
2021年6月11日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
城山トラストタワー37階

クオールホールディングス株式会社
代表取締役社長 中村 敬

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否をご入力いただくか、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送いただくか、いずれかの方法により2021年6月28日（月曜日）午後6時00分までに到着するよう議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
場 所	東京都中央区日本橋二丁目14番1号 フロントプレイス日本橋10階 クオールグループ 会議室
目 的 事 項	●報告事項
	1. 第29期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
	2. 第29期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
	●決議事項
	第1号議案 定款一部変更の件
	第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
	第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	
第6号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件	

以 上

事業報告の「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.qolhd.co.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載することにより、株主の皆さまにご提供いたしております。なお、本招集ご通知に記載されている事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。株主総会にご出席の株主さまへお配りしておりましたお土産を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席の場合



株主総会日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時
(受付開始 午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、資源節約のため、こちらの「招集ご通知」をお持ちください。

株主総会にご欠席の場合



インターネットにより行使される場合

行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後6時00分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。



議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



書面（郵送）にて行使される場合

行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後6時00分到着まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する**議決権行使ウェブサイト**にアクセスいただくことにより実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



議決権行使書用紙副票(右側)



スマートフォンでの議決権行使は、「**ログインID**」**「仮パスワード**」の入力が**不要**になりました！
同封の議決権行使書用紙副票(右側)に記載された「**ログイン用QRコード**」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は**1回に限り**ます。

2回目以降のログインの際は…
下記のご案内に従ってログインしてください。

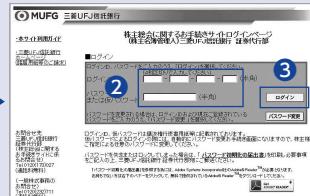
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイトへアクセス



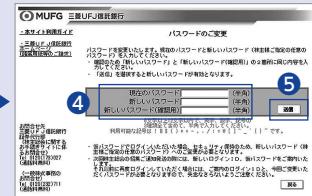
①「次の画面へ」をクリック。

ログインする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「**ログインID**」および「**仮パスワード**」を入力。
③ 「**ログイン**」をクリック。

パスワードのご登録(ご変更)



④ 仮パスワードを「**現在のパスワード**」に、任意のパスワードを「**新しいパスワード**」と「**新しいパスワード(確認用)**」の両方に入力。
⑤ 「**送信**」をクリック。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日(2021年6月28日(月曜日))の午後6時00分まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 (ヘルプデスク)

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 9:00~21:00

郵送により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 >>> 2021年6月28日(月) 午後6時00分までに到着

議決権行使書用紙

<p>議決権行使書 〇〇〇〇株式会社 御中 株主総会日 議決権の数 _____ 個</p> <p>私は上記開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおりに議決権を行使いたします。 年 月 日</p> <p>（ご注意） 当社は、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いたします。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>議案</th> <th>原案に対する賛否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第○号</td> <td>賛 否</td> </tr> <tr> <td>第○号</td> <td>賛 否</td> </tr> <tr> <td>第○号</td> <td>賛 否</td> </tr> </tbody> </table>	議案	原案に対する賛否	第○号	賛 否	第○号	賛 否	第○号	賛 否	<p>基準日現在のご所有株式数 _____ 株</p> <p>※議決権の数は1単元ごとに1個となります。 お 願 い</p> <p>1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。 2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めに議決権を行使ください。 ① 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法 ② スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト(https://evote.tr.mofg.jp/)に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法</p>
議案	原案に対する賛否										
第○号	賛 否										
第○号	賛 否										
第○号	賛 否										
<p>00000 <9000000812345125030 #123412123451999999913061001000123000+12345678901234>1111111123</p>		<p>ログイン用QRコード</p> <p>ログインID 5432-9876-2358-DPS 仮パスワード 〇〇 株主番号(後付) 123456</p> <p>〇〇〇〇株式会社</p>									

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第1・4・5号議案

賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印

第2・3・6号議案

全員賛成の場合：「賛」の欄に○印

全員反対の場合：「否」の欄に○印

一部の候補者を反対される場合：

「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要となる「QRコード」、「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

◎複数回に亘り議決権を行使された場合の取扱い

- (1) インターネットによる方法と議決権行使書用紙の郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

第1号議案から第6号議案に共通するご参考事項

本招集ご通知参考書類8頁から26頁までに記載の第1号議案から第6号議案の各議案は、監査等委員会設置会社への移行に関連するものです。これらの議案を上程するにあたり、監査等委員会設置会社へ移行する理由等についてご説明いたします。

■コーポレート・ガバナンス体制の強化に向けたこれまでの取組み

当社グループは、皆さまのクオリティ オブ ライフの向上及び全国に医療を継続的にお届けすることを使命に、これまで取締役会の監督機能の強化及びコーポレート・ガバナンス体制の充実に取り組んでまいりました。当社グループが、医療・健康に携わる企業として、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を通じ、持続可能な社会を実現するためには、コーポレート・ガバナンス体制を継続的に強化していくことが重要と考えています。

■監査等委員会設置会社への移行理由

このたび、当社は、取締役会の監督機能の一層の強化、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図り、ホールディングスとしての経営機能を更に向上する体制とするため、監査等委員会設置会社に移行したいと考えております。

取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の強化により、経営の効率性を更に高めるには、監督機能かつ取締役会の議決権を有する「監査等委員」、及びその過半数を独立社外取締役が占める「監査等委員会」の体制が有効であると考え、監査等委員会設置会社に移行するものです。

第1号議案乃至第3号議案をご承認いただきますと、取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名、監査等委員である取締役3名、計12名（うち女性3名）で構成され、また取締役会における独立社外取締役の比率は3分の1以上となります。

■第1号議案から第6号議案について

監査等委員会設置会社への移行には、定款に監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設のほか、所要の変更を行う必要がございます。第1号議案「定款一部変更の件」は、この変更を上程するものです。

また監査等委員会設置会社においては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役を区別して選任及び報酬等の額を決議する必要があることから、第2号議案及び第3号議案において選任を、第4号議案及び第5号議案において報酬額を上程するものです。更に監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、第6号議案において補欠の監査等委員である取締役の選任を上程するものです。

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員として、取締役会における議決権を付与することにより、監督機能の一層の強化、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案の決議は、本株主総会終結の時をもって効力を生じるものいたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 本会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p><u>3. 会計監査人</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 本会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、15名以内とする。</p> <p><u>② 本会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任及び解任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(新設)</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>その議決権の過半数</u>をもって行うものとし、解任決議は、本定款第14条第2項の定めるところによる。</p> <p>③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の選任及び解任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。</u></p> <p>③ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>出席した株主の議決権の過半数</u>をもって行うものとし、解任決議は、本定款第14条第2項の定めるところによる。</p> <p>④ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>⑤ <u>本会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>⑥ <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の時までとする。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>② 前項の取締役の報酬は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役、監査役会及び会計監査人 (監査役の員数)</p> <p>第30条 本会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 本会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠によって選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(監査役会及び常勤監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</p>	<p>第5章 監査等委員会及び会計監査人 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集手続)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議)</p> <p>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 本公司は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 本公司は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結する事ができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>本公司は、第29期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 第29期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いするものであります。

本議案の決議は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役在任期間	取締役会出席状況
1 再任	なかむら まさる 中村 勝	取締役会長	28年 8か月	100% (15回/15回)
2 再任	なかむら たかし 中村 敬	代表取締役社長	18年	100% (15回/15回)
3 再任	ふくみつ きよぶ 福満 清伸	代表取締役常務 経営管理本部長	12年	100% (15回/15回)
4 再任	いしい たかよし 石井 孝芳	代表取締役常務 経営戦略本部長	4年	100% (15回/15回)
5 再任	あらき いさお 荒木 勲	常務取締役 薬局事業管理本部長	11か月	100% (11回/11回)
6 再任	おんち ゆかり 女性	取締役 薬局事業管理本部 副本部長 教育担当	7年	100% (15回/15回)
7 再任	とがし ゆたか 富樫 豊	取締役 人事本部長 広報担当	11か月	100% (11回/11回)
8 再任	くぼき としこ 社外 独立 窪木 登志子 女性	取締役	6年	100% (15回/15回)
9 再任	やまもと ゆきはる 社外 独立 山本 行治	取締役	2年	100% (15回/15回)

注) 1. 取締役在任期間は、本株主総会最終時点における在任期間を記載しています。
 2. 荒木勲氏及び富樫豊氏については、2020年7月21日第28期定時株主総会の取締役就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
 3. 上記取締役候補者の当社における地位及び担当は、本株主総会時のものを記載しています。

候補者番号

1

なかむら まさる
中村 勝

1942年10月4日生（満78歳）

再任

取締役在任期間

28年8か月

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

取締役会への出席状況

100%（15回/15回）

1961年4月 中川安(株)（現アルフレッサ(株)）入社
 1992年10月 当社設立 代表取締役社長就任
 2012年5月 一般社団法人日本保険薬局協会 会長就任
 2013年4月 一般財団法人東京薬科大学附属社会医療研究所 教授（非常勤）就任（現任）
 2015年5月 横浜薬科大学 客員教授就任
 2016年6月 当社代表取締役会長就任
 2020年5月 一般財団法人日本保険薬局協会 名誉会長就任（現任）
 2020年7月 当社取締役会長就任（現任）

所有する当社株式の数

590,500株

取締役候補者とした理由及び期待される役割

中村勝氏を取締役候補者とした理由は、創業者として、事業基盤を確立し、業績・業容ともに発展させた実績があり、事業全般に精通していることから、引き続きその豊富な経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

注）中村勝氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

なかむら たかし
中村 敬

1970年1月19日生（満51歳）

再任

取締役在任期間

18年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

取締役会への出席状況

100%（15回/15回）

1992年4月 第一製薬(株)（現第一三共(株)）入社
 2001年10月 当社入社
 2003年6月 取締役就任 社長室長
 2004年10月 開発本部長
 2005年6月 常務取締役就任
 2007年6月 代表取締役副社長就任
 2016年6月 代表取締役社長就任（現任）

所有する当社株式の数

1,635,000株

取締役候補者とした理由及び期待される役割

中村敬氏を取締役候補者とした理由は、2016年から代表取締役社長を務めており、当社グループにおける豊富な業務経験と会社経営に関する資質と見識を有していることから、引き続きその豊富な経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

注）中村敬氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

ふくみつ きよのぶ
福満 清伸

1968年5月16日生（満53歳）

再任

取締役在任期間

12年

取締役会への出席状況

100%（15回/15回）

所有する当社株式の数

60,800株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1991年4月 ㈱第一勧業銀行（現㈱みずほフィナンシャルグループ）入行
 2002年9月 当社入社
 2005年4月 執行役員就任
 2008年4月 上席執行役員就任 管理本部長
 2009年6月 取締役就任
 2013年4月 経営戦略本部長 兼 事業戦略部長
 2014年4月 経営戦略本部長
 2014年6月 常務取締役就任
 2018年10月 経営管理部長
 2020年7月 経営管理本部長（現任）
 2020年10月 代表取締役常務就任（現任）

取締役候補者とした理由及び期待される役割

福満清伸氏を取締役候補者とした理由は、当社の経営管理における豊富な経験・実績を有するとともに、会社経営及び当社を取り巻く環境や経営状況を熟知していることから、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営管理の強化に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

注）福満清伸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

いし い たかよし
石井 孝芳

1961年10月26日生（満59歳）

再任

取締役在任期間

4年

取締役会への出席状況

100%（15回/15回）

所有する当社株式の数

6,327株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年4月 塩野義製薬㈱入社
 2014年6月 当社入社 経営戦略本部 副本部長
 2014年10月 経営企画部長
 2015年4月 執行役員就任 経営戦略本部長
 2016年4月 経営企画本部長
 2016年10月 上席執行役員就任
 2017年6月 取締役就任
 2018年10月 社長室長
 2019年4月 常務取締役就任
 2020年7月 経営戦略本部長（現任）
 2021年4月 代表取締役常務就任（現任）

取締役候補者とした理由及び期待される役割

石井孝芳氏を取締役候補者とした理由は、当社の経営企画・戦略部門を歴任し経営戦略立案・実行における豊富な経験・実績を有していることから、引き続きその職務経験や知見を、当社の中長期的な戦略の策定及び実行に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

注）石井孝芳氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号 **5** ^{あ ら き} 荒木 ^{い さ お} 勲 1966年11月15日生 (満54歳) 再任

<p>取締役在任期間 11か月</p> <hr/> <p>取締役会への出席状況 100% (11回/11回)</p> <hr/> <p>所有する当社株式の数 40,289株</p>	<p>略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)</p> <p>1992年 4月 赤井薬局入社 1992年 6月 薬剤師名簿登録 1996年 2月 当社入社 2004年 4月 執行役員就任 東京第二支店長 2011年 4月 上席執行役員就任 薬局事業本部長 2014年 4月 薬局支援第一本部長 2015年 4月 東日本支社長 2016年 6月 取締役就任 2018年 5月 クオール分割準備(株) (現クオール(株)) 代表取締役社長就任 2020年 7月 当社取締役就任 薬局事業管理本部 副本部長 2020年10月 薬局事業管理本部長 (現任) 2021年 4月 常務取締役就任 (現任)</p>
---	---

取締役候補者とした理由及び期待される役割

荒木勲氏を取締役候補者とした理由は、当社の事業基盤である保険薬局を経営する子会社の代表取締役社長を務め、グループ全体の事業推進に携わる等、その経歴を通じて培った豊富な経験・実績を有しており、また、薬剤師として高度な専門知識を有しているため、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

注) 荒木勲氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号 **6** ^{お ん ち} 恩地 ^{ゆ かり} ゆかり 1962年7月26日生 (満58歳) 再任 女性

<p>取締役在任期間 7年</p> <hr/> <p>取締役会への出席状況 100% (15回/15回)</p> <hr/> <p>所有する当社株式の数 33,100株</p>	<p>略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)</p> <p>1987年 6月 薬剤師名簿登録 1988年 1月 東京掖済会病院入職 1993年 3月 当社入社 2004年 4月 執行役員就任 内部監査室長 2008年 4月 上席執行役員就任 2012年 4月 薬局支援本部長 2014年 4月 薬局支援第二本部長 2014年 6月 取締役就任 (現任) 2018年10月 薬局事業管理部 (現薬局事業管理本部) 教育担当 2019年 4月 愛知学院大学薬学部 特任教授就任 2020年 4月 同大学薬学部 非常勤講師 2020年 7月 当社薬局事業管理本部 副本部長 教育担当 (現任)</p>
---	---

取締役候補者とした理由及び期待される役割

恩地ゆかり氏を取締役候補者とした理由は、取締役として、当社の事業基盤である保険薬局経営の豊富な経験・実績を有しており、また、薬剤師として高度な専門知識を有しているため、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

注) 恩地ゆかり氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

7

とがし ゆたか
富樫 豊

1973年4月22日生（満48歳）

再任

取締役在任期間

11か月

取締役会への出席状況

100%（11回/11回）

所有する当社株式の数

19,854株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1994年4月 近畿日本ツーリスト(株)（現KNT-CTホールディングス(株)）入社
 2000年8月 当社入社
 2007年4月 総務部長
 2012年4月 執行役員就任
 2014年4月 経営管理本部長
 2015年4月 管理本部 副本部長 兼 人事・人財開発部長
 2017年4月 管理本部長
 2018年5月 クオール分割準備(株)（現クオール(株)）取締役就任
 2018年10月 当社経営管理部 担当部長 クオール(株) 管理本部長
 2019年10月 クオール(株) 常務取締役就任
 2020年7月 当社取締役就任 人事本部長 広報担当（現任）

取締役候補者とした理由及び期待される役割

富樫豊氏を取締役候補者とした理由は、当社の事業基盤である保険薬局を経営する子会社の取締役に務め、グループ全体の経営管理に携わる等、その経歴を通じて培った豊富な経験・実績を有しており、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

注）富樫豊氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

8

くぼき としこ
窪木 登志子

1960年2月26日生（満61歳）

再任 社外
独立 女性

取締役在任期間

6年

取締役会への出席状況

100%（15回/15回）

所有する当社株式の数

1,700株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年4月 弁護士登録
 山崎法律特許事務所入所
 1993年4月 大野・窪木法律事務所開設
 2002年2月 東京家庭裁判所 調停委員（現任）
 2003年8月 窪木法律事務所開設 所長就任（現任）
 2009年4月 会計検査院・退職手当審査会委員（現任）
 2012年4月 中央大学法科大学院 客員教授就任（現任）
 2015年6月 当社社外取締役就任（現任）
 2016年6月 シチズンホールディングス(株)（現シチズン時計(株)）社外監査役就任
 2019年6月 シチズン時計(株) 社外取締役就任（現任）

取締役候補者とした理由及び期待される役割

窪木登志子氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として企業法務の豊富な専門知識と実務に精通し、また医療関係の案件の豊富な経験を有していることから、引き続き業務執行から独立した客観的かつ専門的見地から経営を監督する役割が期待できるものと判断したためであります。

注）1.窪木登志子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.窪木登志子氏は、社外取締役候補者であります。

3.窪木登志子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。なお、窪木登志子氏が代表を務める窪木法律事務所と当社との間には、業務委託に関する取引がありますが、同事務所との取引額は当社連結売上高の0.01%未満であるため、同氏の独立性に問題はないと判断しております。

4.当社は、窪木登志子氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第30条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額であります。

候補者番号

9

やまもと

山本

ゆきはる

行治

1968年1月21日生（満53歳）

再任 社外

独立

取締役在任期間

2年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1996年6月 税理士登録

2000年10月 山本会計事務所開設 所長就任（現任）

取締役会への出席状況

100%（15回/15回）

2001年6月 当社監査役就任

2004年6月 監査役退任

所有する当社株式の数

4,800株

2007年4月 (株)ユナイテッド設立 代表取締役就任（現任）

2019年6月 当社社外取締役就任（現任）

取締役候補者とした理由及び期待される役割

山本行治氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士として会計及び税務に関する高度な知識と専門家として保険薬局はじめ様々な業種の税務コンサルティング経験から、引き続き業務執行から独立した客観的かつ専門的見地から経営を監督する役割が期待できると判断したためであります。

注) 1.山本行治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.山本行治氏は、社外取締役候補者であります。

3.山本行治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。なお、山本行治氏が代表を務める山本会計事務所及び(株)ユナイテッドと当社との間に取引関係はありません。

4.当社は、山本行治氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第30条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額であります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者全員（9名）に関する事項

・役員等賠償責任保険契約について

当社は、取締役、監査役及び子会社の役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」といいます。)契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	監査役在任期間	取締役会出席状況	監査役会出席状況
1	新任 ぶしまた みつる 武士侯 充	社外独立 社外常勤監査役	2年	100% (15回/15回)	100% (9回/9回)
2	新任 はしもと ちえ 橋本 千枝	女性 常勤監査役	11か月	100% (11回/11回)	100% (7回/7回)
3	新任 みやざき もとゆき 宮崎 源征	社外独立 社外監査役	2年	100% (15回/15回)	100% (9回/9回)

- 注) 1. 監査役在任期間は、本株主総会終結時点における在任期間を記載しています。
 2. 橋本千枝氏については、2020年7月21日第28期定時株主総会の監査役就任後に開催された取締役会及び監査役会の出席状況を記載しております。
 3. 上記監査等委員である取締役候補者の当社における地位及び担当は、本株主総会時のものを記載しています。

候補者番号

1

ぶしまた みつる
武士俣 充

1960年5月10日生（満61歳）

新任 社外
独立

監査役在任期間

2年

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

監査役会への出席状況

100% (9回/9回)

所有する当社株式の数

700株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年4月 野村證券(株) 入社
 2002年4月 野村プリンシパル・ファイナンス(株) 投資開発部マネジャー
 2006年9月 (株)ケイビーエムジェイ（現(株)アピリッツ）チーフ・フィナンシャル・オフィサー
 2009年7月 野村證券(株) 公開引受部 エグゼクティブ・ディレクター
 2013年7月 野村バブコック アンド ブラウン(株) 国際投資部 エグゼクティブ・ディレクター
 2019年6月 当社社外常勤監査役就任（現任）

取締役候補者とした理由及び期待される役割

武士俣充氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり資本市場関連業務に従事し、コーポレート・ガバナンス及び内部統制システムの構築・運用に関する知識と経験を有しており、当社の持続的な企業価値向上に中立・公正な立場から妥当性・適正性確保においての貢献が期待できるものと判断したためです。

注) 1. 武士俣充氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 武士俣充氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 武士俣充氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。

4. 2013年6月をもって、野村證券(株)を退職しております。

候補者番号

2

はしもと ち え
橋本 千枝

1956年5月24日生（満65歳）

新任 女性

監査役在任期間

11か月

取締役会への出席状況

100% (11回/11回)

監査役会への出席状況

100% (7回/7回)

所有する当社株式の数

7,092株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1979年7月 薬剤師名簿登録
 1998年3月 (株)海西（現当社）入社
 2007年10月 エーベル事業本部 東京第三支店長
 2010年4月 執行役員就任 第二薬局事業本部 関東第二事業部長
 2014年4月 関東第二薬局事業本部長
 2018年10月 フォール(株) 薬局支援本部長
 2020年7月 当社常勤監査役就任（現任）

取締役候補者とした理由及び期待される役割

橋本千枝氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、当社の事業基盤である保険薬局経営の豊富な経験を有しており、また、薬剤師としての高度な専門知識を有しているため、その職務経験や知識を客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できることが期待できるものと判断したためであります。

注) 1. 橋本千枝氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 橋本千枝氏は、監査等委員である取締役候補者であります。

監査役在任期間

2年

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

監査役会への出席状況

100% (9回/9回)

所有する当社株式の数

—

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1981年4月	(株)第一勧業銀行（現(株)みずほフィナンシャルグループ）入行
1994年2月	The CIT Group, Inc. 出向
2001年3月	公認会計士登録
2001年4月	中央青山監査法人 入所
2007年7月	ABL協会 監事就任（現任）
2007年7月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー就任
2017年8月	有限責任監査法人トーマツ退職
2017年10月	トゥルーバグループホールディングス(株)入社 執行役員就任 トゥルーバアグリ(株) 代表取締役社長就任
2018年1月	トゥルーバグループホールディングス(株)取締役副社長就任（現任）
2018年4月	トゥルーバファーム大分(株) 代表取締役社長就任（現任）
2019年6月	当社社外監査役就任（現任）
2021年3月	トゥルーバアグリ(株) 取締役会長就任（現任）
2021年4月	一般社団法人地域創生インバウンド協議会 理事就任（現任）

取締役候補者とした理由及び期待される役割

宮崎源征氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として企業の会計監査の豊富な専門知識と実務に精通していることから、客観的かつ専門的見地から経営を監督する役割が期待できるものと判断したためであります。

注) 1. 宮崎源征氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 宮崎源征氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 宮崎源征氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。なお、宮崎源征氏が取締役副社長を務めるトゥルーバグループホールディングス(株)、代表取締役社長を務めるトゥルーバファーム大分(株)及び取締役会長を務めるトゥルーバアグリ(株)と当社との間に取引関係はありません。

4. 2000年6月をもって、(株)第一勧業銀行（現(株)みずほフィナンシャルグループ）を退職しております。

監査等委員である取締役候補者全員（3名）に関する事項

・責任限定契約について

当社は、武士俣充氏、橋本千枝氏及び宮崎源征氏との間で会社法第427条第1項及び定款第30条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、各候補者の間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額であります。

・役員等賠償責任保険契約について

当社は、取締役、監査役及び子会社の役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」といいます。)契約を保険会社との間で締結しております。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。なお、当該契約の概要は、本招集ご通知参考書類19頁に記載のとおりであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の報酬額は、2015年6月24日開催の第23期定時株主総会において、年額700百万円以内（うち社外取締役年額20百万円以内）とご承認いただき、現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を員数や経済情勢等諸般の事情を考慮し、同額の年額700百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）とさせていただきますと存じます。

現在の取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち社外取締役2名）となります。

本議案の決議は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

本議案の上程にあたっては、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名報酬委員会における審議を経ております。また、当社では、本招集ご通知参考書類24頁のとおり「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めており、本議案の内容は当該方針に沿うものです。そのため、本議案の内容は、相当であると考えております。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、年額40百万円以内とさせていただきますと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）となります。

本議案の決議は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

本議案の上程にあたっては、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名報酬委員会における審議を経ております。また、当社では、本招集ご通知参考書類24頁のとおり「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めており、本議案の内容は当該方針に沿うものです。そのため、本議案の内容は、相当であると考えております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を指名報酬委員会に諮問し、答申内容を踏まえて2021年2月26日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

2. 当該方針の内容の概要

1) 基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、取締役の報酬は金銭報酬とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、月例の基本報酬のみで構成されています。なお、取締役の報酬についての考え方や算定方法は次のとおりです。

2) 取締役の報酬についての考え方と手続

取締役の報酬額は、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会が、役位、職責、在任年数、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を総合的に勘案した上で原案を立案し、取締役会に答申しています。

取締役会は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会長中村勝、代表取締役社長中村敬及び代表取締役常務経営管理本部長福満清伸に委任することを決議しております。その権限内容は、各取締役の役位や職責等を踏まえた基本報酬額であり、この権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況を熟知し、最も適しているからであり、指名報酬委員会の当該答申の内容に従って決定をしなければならないことになっています。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

指名報酬委員会

- ・当社は、取締役の指名及び報酬に関する委員会として、指名報酬委員会を設置しています。
- ・指名報酬委員会は、3名以上の取締役のうちその過半を独立社外取締役で構成され、その委員及び委員長は、取締役会の決議により選定されます。
- ・指名報酬委員会は、取締役会の諮問機関として公正性・透明性・客観性の視点から、以下の内容について審議し、取締役会へ答申を行います。
 - (1) 取締役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
 - (2) 代表取締役及び役付取締役の選定・解職に関する事項
 - (3) 取締役の報酬等に関する事項
 - (4) 代表取締役社長の後継者の計画
 - (5) その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されることを条件に、大島美岐子氏は監査等委員である取締役橋本千枝氏の補欠として、角替隆志氏は監査等委員である社外取締役武士侯充氏及び監査等委員である社外取締役宮崎源征氏の補欠として、それぞれお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、監査等委員である取締役就任前に限り監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 **1** おおしま み き こ **大島 美岐子** 1950年3月12日生（満71歳） **新任 女性**

所有する当社株式の数
15,800株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1972年6月 薬剤師名簿登録
1973年2月 ひばり薬品 入社
1989年4月 (株)海西（現当社） 入社
1997年6月 同社取締役就任
2007年10月 当社取締役就任 エーベル事業本部 副本部長
2009年4月 薬局支援本部長
2009年6月 常務取締役就任
2014年6月 常務取締役退任
顧問就任
2017年6月 顧問退任

取締役候補者とした理由及び期待される役割

大島美岐子氏を補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由は、当社の事業基盤である保険薬局の経営に精通し、また、薬剤師としての高度な専門知識を有しているため、その職務経験や知識を、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できることが期待できるものと判断したためであります。

注) 1.大島美岐子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.大島美岐子氏は、補欠の監査等委員である取締役候補者であります。

候補者番号

2

つのがえ たかし
角替 隆志

1955年4月18日生 (満66歳)

新任 社外
独立

所有する当社株式の数
7,000株

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1984年11月 税理士登録
1985年10月 アスカコンサルティング(株) 取締役就任
1991年10月 角替隆志税理士事務所設立
2002年6月 (株)スノーヴァ監査役就任
2002年7月 麹町税理士法人設立 代表社員就任(現任)
2004年1月 東京グロースリート投資法人 (現インヴィンシブル投資法人) 監督
役員就任
2004年6月 クオール(株)(現当社)社外監査役就任
2005年6月 (株)自然堂(現(株)極楽湯ホールディングス)取締役就任
2006年5月 東京グロースリート投資法人 (現インヴィンシブル投資法人) 執行
役員就任
2008年6月 クオール(株)(現当社)社外監査役退任
2010年4月 (株)フィデック (現アクリーティブ(株)) 社外取締役就任

取締役候補者とした理由及び期待される役割選任

角替隆志氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、税理士としての高度な専門知識を有し、その職務経験や知識を、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できることが期待できるものと判断したためであります。

- 注) 1.角替隆志氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.角替隆志氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3.当社は、角替隆志氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

補欠の監査等委員である取締役候補者全員 (2名) に関する事項

・責任限定契約について

当社は、大島美岐子氏及び角替隆志氏が、監査等委員である取締役に就任した場合、当社は会社法第427条第1項及び当社定款第30条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額であります。

・役員等賠償責任保険契約について

当社は、取締役、監査役及び子会社の役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」といいます。)契約を保険会社との間で締結しております。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。なお、当該契約の概要は、本招集ご通知参考書類19頁に記載のどおりであります。

株主総会参考書類

(ご参考)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名及び監査等委員である取締役3名は、本株主総会後において選任された後、以下のとおり就任する予定です。

取締役会長	中村 勝	
代表取締役社長	中村 敬	
代表取締役常務	福満 清伸	
代表取締役常務	石井 孝芳	
常務取締役	荒木 勲	
取締役	恩地 ゆかり	
取締役	富樫 豊	
社外取締役	窪木 登志子	
社外取締役	山本 行治	
社外取締役（監査等委員）	武士俣 充	[新任]
取締役（監査等委員）	橋本 千枝	[新任]
社外取締役（監査等委員）	宮崎 源征	[新任]

以 上

1 当社グループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

調剤薬局業界においては、新型コロナウイルスの感染拡大による患者さまの医療機関への受診控え及び医療機関の外来診療の抑制により受付回数減少の影響を受ける等厳しい状況が続いております。また、2020年9月に施行された「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（改正薬機法）によりオンライン服薬指導が全国で実施可能となる他、服薬期間中のフォローアップが義務化される等、新しい生活様式への対応が求められております。

当社グループではこのような激変した社会においても患者さまにいちばん近い会社であり続けるため、新型コロナウイルスから患者さま・従業員を守る経営を最優先してまいりました。全社戦略についてはウィズコロナの時代の中で中期目標を実現するために、事業ポートフォリオの再構築を行い、「規模の拡大」「利益の最大化」「デジタル化」に全事業一体となって取り組みました。

保険薬局事業においては、オンライン服薬指導への対応として、調剤薬局窓口支援システム「Pharms（ファームス）」をはじめとした複数のオンライン服薬指導支援システムをグループ薬局全店舗に導入を進めております。

また、現在積極的に販売促進活動を行っているオゾン除菌・脱臭器「AIR BUSTER（エアバスター）」は好調に推移し、販売計画を前倒しで達成する見込みとなりました。さらに、小型で軽量の「AIR CUBE（エアキューブ）」「スペースくりんLOOP（ループ）」等の新たなオゾン関連商品の取り扱いを開始する等、感染症拡大防止に資する商品の普及を通じて、地域の皆さまの安心・安全な暮らしを支えてまいります。

医療関連事業においては、CSO事業と医薬品製造販売事業が順調に推移いたしました。成長分野である医療関連事業を拡大していくことで、営業利益に占める割合を高め、総合ヘルスケアカンパニーへと前進するための安定した基盤を構築してまいります。

当社グループでは、認知度向上による患者さま・お客さまの増加や、質の高いサービスを提供することによって定着化へ繋げるために、ブランディング戦略の一環として、商業施設への大型看板の設置や阪神甲子園球場への企業ロゴの掲出、薬剤師の活躍を描いたフジテレビドラマ「アンサング・シンデレラ 病院薬剤師の処方箋」の番組連動CMの放映を行いました。

このような環境のもと、当連結会計年度における当社グループ連結業績は、売上高161,832百万円（前年同期比2.2%減少）、営業利益7,364百万円（前年同期比4.8%減少）、経常利益7,403百万円（前年同期比7.7%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,365百万円（前年同期比17.3%減少）となりました。また、EBITDAについては、12,035百万円（前年同期比2.6%減少）となりました。

※CSO：Contract Sales Organizationの略

※EBITDA＝営業利益＋減価償却費＋のれん償却額

売上高 161,832 百万円	営業利益 7,364 百万円	経常利益 7,403 百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益 3,365 百万円	EBITDA 12,035 百万円	

セグメント別の業績は、次のとおりであります。



保険薬局事業

主要な
事業内容

●保険薬局等の経営

保険薬局事業の事業戦略については、M&Aや新規出店による規模の拡大、コスト構造改革による利益の最大化、次世代薬局等のデジタル化に取り組みました。

当連結会計年度において、出店状況は、新規出店16店舗、事業譲受5店舗、子会社化による取得13店舗の計34店舗増加した一方、閉店16店舗、事業譲渡12店舗の計28店舗減少した結果、当事業全体で店舗数は811店舗となりました。今後も付加価値の高い薬局を展開していくためにM&A基準の厳格化等、戦略的出店による規模の拡大を図ってまいります。

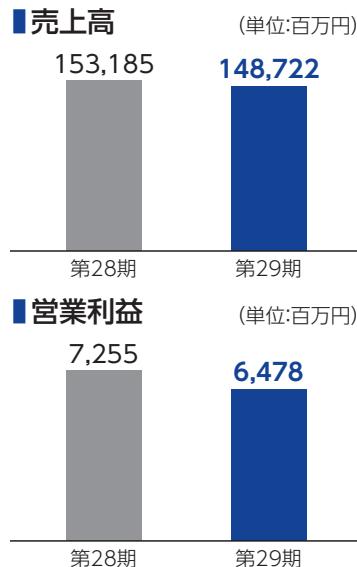
新型コロナウイルス感染症による業績への影響を最小限にするための取り組みとして、コスト適正化プロジェクトによる、外部環境の変化に柔軟に対応できる強靱な企業体質への変革を進めてまいりました。その結果、残業の減少や、経費の適正化など着実な成果を上げております。

保険薬局運営においては、クオール薬局恵比寿店に自動薬剤ピッキング装置「ドラッグステーション」や、オープン型宅配便ロッカー「PUDO（プドゥ）ステーション」、遠隔操作ロボット「newme（ニューミー）」といった最新鋭の技術を導入した他、ナチュラルローソククオール薬局豊洲三丁目店においては、QRコードを使うことで非対面・非接触でお薬の受け取りを可能にするロッカーを導入する等、次世代薬局のモデルを構築いたしました。

また、保険薬局事業の新たな柱として在宅・施設調剤の推進を図っております。個々の患者さまに寄り添った医療を提供することにより、患者さまに安心して頼っていただける薬局を確立してまいります。

業績につきましては、処方箋の長期化による処方箋単価の上昇や、マスク・除菌消臭水等の感染予防商品の売上が増加した一方で、新型コロナウイルス感染症による受付回数の減少とそれに伴う技術料収入の減少等により減収減益となりましたが、国の求めるかかりつけ薬局・健康サポート薬局としての機能向上を進めるとともに、後発医薬品調剤体制加算や地域支援体制加算の取得店舗数を着実に伸ばしてまいりました。なお、健康サポート薬局の認定数は当連結会計年度末時点で154店舗となりました。

その結果、売上高は148,722百万円（前年同期比2.9%減少）、営業利益は6,478百万円（前年同期比10.7%減少）となりました。なお、グループ内取引の経営管理料を除いた後の営業利益は、8,074百万円（前年同期比2.3%減少）となります。





医療関連事業

主要な事業内容

- C S O事業
- 紹介派遣事業
- C R O事業
- 医薬品製造販売事業

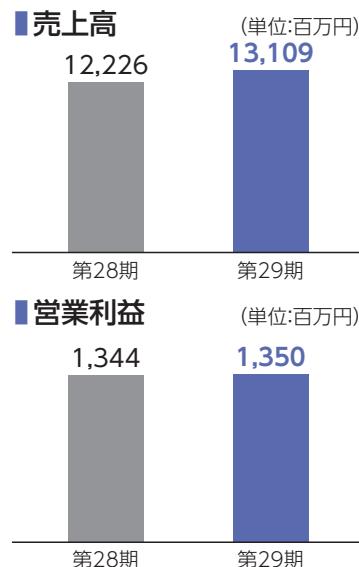
C S O事業においては、社内認定制度を設けている他、領域別の研修やEラーニングを行う等、医療現場から求められるCMRの育成に注力いたしました。今後も引き続き専門性の高いCMRや製薬企業への営業力等を強みに、ウィズコロナの時代に適した施策を提案してまいります。

紹介派遣事業においては、医療関連事業の中核であるアポプラスステーション株式会社の紹介派遣事業をアポプラスキャリア株式会社として分社化しており、2020年10月1日より事業を開始いたしました。職種増加と業界内シェア拡大を進めるとともに、新たに事業承継支援やコスト削減支援といった、提供するサービスの拡充による売上増加に取り組んでまいりました。

医薬品製造販売事業においては、当社グループの保険薬局での自社製品の販売促進及び大手提携製薬企業との共同プロモーション、治験薬の取り扱いにより収益改善を実現しました。また、工場への設備投資、専門人材の採用や組織再編等、製薬企業としての機能強化も継続しており、受託製造をはじめとした事業の拡大に取り組まれました。加えて、医薬品の品質管理と安定供給体制のため、製造工程や環境の確認を行いました。今後も人為的ミスの発生防止や不正を発生させない仕組みづくりによって、品質管理の意識向上に努めてまいります。

その結果、売上高は13,109百万円（前年同期比7.2%増加）、営業利益は1,350百万円（前年同期比0.4%増加）となりました。なお、グループ内取引の経営管理料を除いた後の営業利益は、1,476百万円（前年同期比2.0%増加）となります。

※CMR：Contract Medical Representativeの略



(参考) グループ内取引の経営管理料を除いた報告セグメントごとの状況

(単位：百万円)

	報告セグメント		
	保険薬局事業	医療関連事業	計
売上高			
(1)外部顧客に対する売上高	148,722	13,109	161,832
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	55	701	757
計	148,778	13,811	162,590
セグメント利益	8,074	1,476	9,551

(注) グループ内取引の経営管理料をセグメント利益から除いて算定したセグメント数値であり、有価証券報告書にて開示するセグメント利益と異なります

事業報告

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資の総額は2,104百万円であり、主なものは建物等の店舗設備等であります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の安定かつ、効率的な調達を行うため、取引銀行9行と9,450百万円の当座貸越契約を締結しております。なお、これらの契約に基づく借入未実行残高は9,250百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第26期 (2018年3月期)	第27期 (2019年3月期)	第28期 (2020年3月期)	第29期 (2021年3月期)
売上高	145,516	144,783	165,411	161,832
経常利益	9,333	7,208	8,024	7,403
親会社株主に帰属する当期純利益	4,986	3,908	4,067	3,365
1株当たり当期純利益	141.19円	101.73円	107.23円	89.55円
総資産	87,270	94,236	102,872	100,571
純資産	35,935	39,017	41,001	41,834
1株当たり純資産額	936.74円	1,006.55円	1,074.57円	1,124.31円

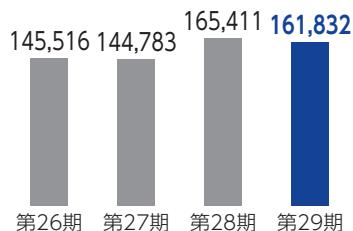
注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数にて算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末純資産額を、期末発行済株式数から自己株式数を控除した数値で除し計算しております。

3. 第27期より、「税効果会計に係る会計基準」の一部改正を適用したため、第26期については、遡及修正後の数値を記載しております。

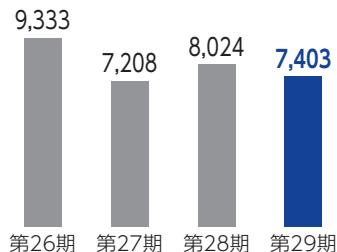
売上高

(単位:百万円)



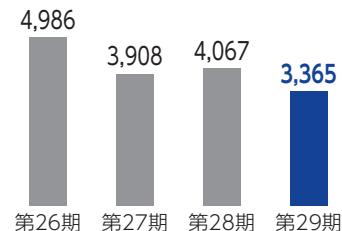
経常利益

(単位:百万円)



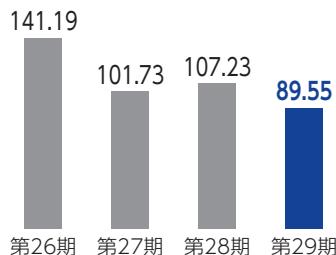
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:百万円)



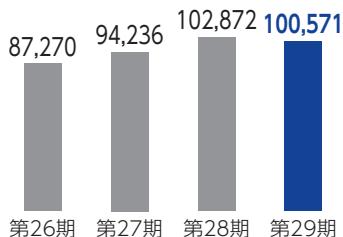
1株当たり当期純利益

(単位:円)

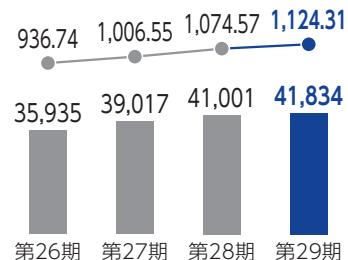


総資産

(単位:百万円)



純資産(単位:百万円)/1株当たり純資産額(単位:円)



(3) 対処すべき課題

当社グループは、総合ヘルスケアカンパニーへ躍進するために、更なる成長に向けて連結売上高3,000億円、営業利益250億円を中期目標として掲げております。実現のためのキーワードとして、当社グループは「規模の拡大」「利益の最大化」「デジタル化」を掲げ、全社一丸となって取り組んでまいります。

当社グループでは医療格差や環境問題に対し、ESGの更なる推進を目指し、“健康で豊かな持続可能な社会”の実現に向けた取り組みを進めております。当社グループは、事業活動を通してステークホルダーの皆さまにとっての社会的価値、経済的価値の向上のための議論を進めており、具体的な価値や進捗の見える化に取り組んでまいります。

事業戦略については次のとおりであります。

① 保険薬局事業

保険薬局事業においては、新たな事業の柱として在宅・施設調剤を推進してまいります。当社グループの保険薬局では、在宅基幹店を設定し施設と各店舗間の調整・サポートを行う等戦略的に取り組むことによって、患者さまに寄り添う医療の実現に注力いたします。

さらに、患者さま自身が適した薬局を選択できるように、特定機能を持つ薬局として、入退院時や在宅医療において他医療提供施設と連携して対応できる「地域連携薬局」及び、がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる「専門医療機関連携薬局」の認定制度が2021年8月より開始されることが示され、この認定の取得に向けて、薬剤師の育成等準備を進めております。今後も引き続き患者さまから求められる質の高い薬局づくりに努めてまいります。

また、引き続き規模の拡大にも取り組んでまいります。新規出店やM&Aを積極的に行うことで、医療の継続や質の平準化を進め、地域医療の安定化及び患者さまの利便性向上に今まで以上に寄与できる体制を構築するとともに、優秀な人材の相互交流による企業価値向上を図ってまいります。加えて、異業種との協業による認知度向上を図ってまいります。

コスト構造改革については業務のシステム化やゼロベースでのコストの見直し、人事制度改革等により生産性を向上させ、利益の最大化に努めてまいります。さらに、当社グループはデジタル・人工知能技術の活用に向けてDX・AI推進室を設置しております。今後は、デジタルトランスフォーメーションの展開を強化し、オンライン資格確認の早期導入や行政との連携による新たなお薬の配送方法の実現など、次世代薬局の構築を推進してまいります。

【新型コロナウイルス感染症対策】

当社グループの保険薬局は、コロナ禍において『医療の継続』を最優先に薬局の運営を続けてまいりました。全従業員にマスクの着用、手洗い・うがい、消毒、検温等の基本行動を徹底し、また全国の各拠点にアクリルパーテーションやオゾン除菌・脱臭器「AIR BUSTER (エアバスター)」の設置を進める等、感染拡大防止に最大限努めた薬局運営を行ってまいりました。さらにお薬をお渡しする際に人と人との接触を極力少なくするため、オンライン服薬指導システムの導入を進め、スマートフォンを使って処方箋を簡単に送信できる「クオールグループ処方せん送信&お薬手帳」アプリを活用する等して安全性・利便性の高いサービスを提供いたしました。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種協力依頼に対応するため、COVID-19ワクチンプロジェクトを立ち上げており、事前研修等の準備を進めております。当社グループは、ワクチン集団接種会場等に薬剤師を積極的に参画させ、問診票の確認・薬剤調製業務・接種後の体調管理を実施するとともに、かかりつけ薬局機能の一部として、当社保険薬局においてワクチン接種前の予診票記入サポート・ワクチン接種後の体調管理を継続して実施してまいります。

② 医療関連事業

主要事業であるC S O事業においては、専門領域MRの育成プログラムの拡大や、継続した教育による質の向上等、医療現場から求められる優秀な人財の育成に注力するとともに、M&Aによる規模の拡大を目指します。

紹介派遣事業においては、各分野における専門性の追求を基本戦略として、クライアントへ長期的に価値を提供する取り組みを進めていくことで市場シェアの拡大を図ってまいります。今後はM&A等によって人財、コンサルティング、教育、Web（ポータルサイト、求人広告サイトなどの運営）等の分野でサービスラインナップを拡充することで、顧客が抱えている様々な経営課題に対してワンストップで解決できる体制を確立してまいります。

医薬品製造販売事業においては、引き続き自社製品の販売促進及び大手提携製薬企業との共同プロモーションを行うとともに、製造工程を可視化し作業者への指示や支援を行う生産実行システム（ME S）の更新に向けて準備を進めてまいります。今後も品質管理と安定供給のためにコンプライアンスを徹底してまいります。

※ME S：Manufacturing Execution Systemの略

（４）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	出資比率	主要な事業内容
クオール株式会社	300百万円	100.0%	保険薬局等の経営
アポプラスステーション株式会社	438百万円	100.0%	C S O事業、C R O事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社共栄堂	新潟県新潟市江南区亀田大月二丁目5番38号	14,923百万円	63,850百万円

(5) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

当社

本社 東京都港区

当社グループ

店舗 (地区別)	店舗	全国	811
		北海道地区	10
		東北地区	84
		関東地区	333
		中部地区	173
		近畿地区	136
		中国地区	34
		四国地区	14
		九州地区	27

クオール株式会社

本社 東京都港区
 大阪事務所 大阪府大阪市

アポプラスステーション株式会社

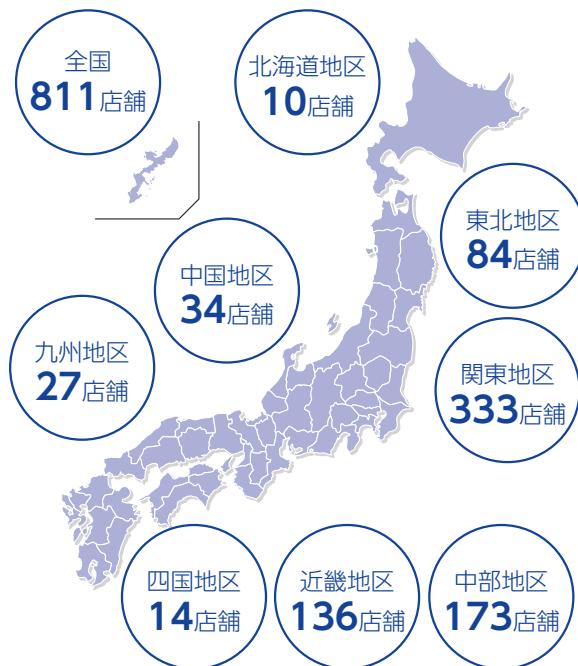
本社 東京都中央区

アポプラスキャリア株式会社

本社 東京都千代田区

藤永製薬株式会社

本社 東京都中央区
 工場 栃木県日光市
 研究部 東京都調布市



(6) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
保険薬局事業	4,604 (2,063) 名	177名増 (60名減)
医療関連事業	813 (204) 名	18名減 (28名増)
全社 (共通)	100 (14) 名	8名減 (1名減)
合計	5,517 (2,281) 名	151名増 (33名減)

注) 1.従業員数は従業員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む) であり、パート・嘱託・派遣社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2.全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業区分に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
49 (2) 名	1名減 (1名増)	44.2歳	1.7年

注) 従業員数は従業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であり、パート・嘱託・派遣社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	3,542百万円
株式会社三井住友銀行	3,149百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,928百万円
株式会社みずほ銀行	2,808百万円
株式会社りそな銀行	2,772百万円

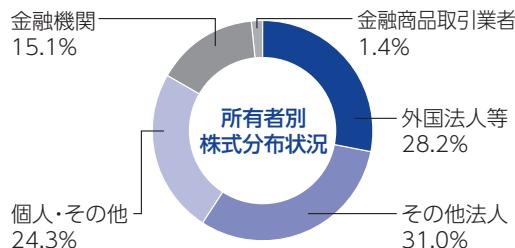
(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (議決権基準日：2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	70,000,000株
② 発行済株式の総数	38,902,785株
③ 株主数	15,271名



④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社メディパルホールディングス	7,582,800株	20.11%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,903,500株	5.04%
ビービーエイチフォーファイデリティロープライズドストックファンド (プリンシパルオールセクターサブポートフォリオ)	1,815,434株	4.81%
中村 敬	1,635,000株	4.33%
クオールグループ従業員持株会	1,569,018株	4.16%
第一三共株式会社	1,304,000株	3.45%
中村商事株式会社	1,110,700株	2.94%
株式会社メディパル保険サービス	1,104,000株	2.92%
野村信託銀行株式会社 (クオールグループ従業員持株会専用信託口)	1,091,300株	2.89%
バンクオブニューヨークメロン140044	881,100株	2.33%

注) 1.持株比率は自己株式(1,200,209株)を控除し、小数点第2位未満を切り捨てて算出しております。

2.中村商事株式会社は、当社代表取締役社長である中村敬がその株式を保有する資産管理会社であります。

⑤ その他株式に関する重要な事項

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®))

当社は、2021年2月3日開催の取締役会において、従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」（以下、「本プラン」といいます。）の再導入を決議いたしました。

1.本プランの概要

本プランは、「クオールグループ従業員持株会」(以下「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「クオールグループ従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、今後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することに

なります。

本プランは、従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生増進策として、持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを狙いとしています。

2. 従持信託の概要

- | | |
|----------------|--|
| (イ) 名称： | クオールグループ従業員持株会専用信託 |
| (ロ) 委託者： | 当社 |
| (ハ) 受託者： | 野村信託銀行株式会社 |
| (ニ) 受益者： | 受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。） |
| (ホ) 信託契約締結日： | 2021年2月3日 |
| (ヘ) 信託の期間： | 2021年2月3日～2026年3月27日 |
| (ト) 信託の目的： | 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付 |
| (チ) 受益者適格要件： | 受益者確定手続開始日（信託期間満了日が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当社株式が本持株会へ全て売却された日等）において生存し、かつ、本持株会に加入している者（但し、信託契約締結日以降受益者確定手続開始日まで、定年退職、転籍、役員への昇格、定年退職前から本件持株会に継続して入会している再雇用となった者の退職によって本持株会を退会した者を含みます。）を受益者とします。 |
| (リ) 取得する株式の種類： | 当社普通株式 |
| (ヌ) 取得株式の総額： | 1,640百万円 |
| (ル) 株式の取得期間： | 2021年2月8日～2021年3月22日まで |
| (レ) 株式の取得方法： | 取引所市場より取得 |

(2) 新株予約権等の状況

- ① **当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**
該当事項はありません。
- ② **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。
- ③ **その他新株予約権等に関する重要な事項**
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	中村 勝	一般財団法人東京薬科大学附属社会医療研究所 教授 (非常勤) 一般財団法人日本保険薬局協会 名誉会長
代表取締役社長	中村 敬	
代表取締役常務	福満 清伸	経営管理本部長
常務取締役	石井 孝芳	経営戦略本部長
取締役	荒木 勲	薬局事業管理本部長
取締役	恩地 ゆかり	薬局事業管理本部 副本部長 教育担当 愛知学院大学薬学部 非常勤講師
取締役	富樫 豊	人事本部長 広報担当
取締役	窪木 登志子	窪木法律事務所 所長 中央大学法科大学院 客員教授 シチズン時計株式会社 社外取締役
取締役	山本 行治	山本会計事務所 所長 株式会社ユナイテッド 代表取締役
常勤監査役	武士俣 充	
常勤監査役	橋本 千枝	
監査役	宮崎 源征	トゥルーバグループホールディングス株式会社 取締役副社長 トゥルーバアグリ株式会社 取締役会長 トゥルーバファーム大分株式会社 代表取締役社長

- 注) 1. 取締役窪木登志子氏及び取締役山本行治氏は、社外取締役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役武士俣氏、監査役宮崎源征氏は、社外監査役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役武士俣氏は、長年にわたる資本市場関連業務を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役宮崎源征氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度末日後の取締役の担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。
- (1) 常務取締役石井孝芳氏は、2021年4月1日付で当社代表取締役常務に就任いたしました。
- (2) 取締役荒木勲氏は、2021年4月1日付で常務取締役に就任いたしました。
- (3) 監査役宮崎源征氏は、2021年4月1日付で一般社団法人地域創生インバウンド協議会理事に就任いたしました。
6. 2020年7月21日開催の第28期定時株主総会終結の時をもって、監査役月原幹夫氏は退任いたしました。
7. 2020年10月1日付をもって、専務取締役岡村章二氏は退任いたしました。
8. 監査役宮崎源征氏は、2021年3月15日付でトゥルーバアグリ株式会社の代表取締役社長から取締役会長に就任いたしました。
9. 取締役恩地ゆかり氏は、2021年3月31日付で愛知学院大学薬学部 非常勤講師を退任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等

(1) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	355 (9)	355 (9)	－ (－)	－ (－)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	22 (16)	22 (16)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合計	378 (26)	378 (26)	－ (－)	－ (－)	14 (5)

注) 1. 当事業年度末の取締役は9名(うち社外取締役2名)、監査役は3名(うち社外監査役2名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、2020年10月1日付をもって退任した取締役1名及び2020年7月21日開催の第28期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでいるためであります。

2. 報酬額の限度額は、次のとおりです。

(1) 取締役の金銭報酬の額は、2015年6月24日開催の第23期定時株主総会において年額700百万円以内(うち社外取締役年額200百万円以内)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名(うち社外取締役2名)です。

(2) 監査役の金銭報酬の額は、2012年6月27日開催の第20期定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という。)の原案を指名報酬委員会に諮問し、答申内容を踏まえて2021年2月26日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

2. 当該方針の内容の概要

1) 基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、取締役の報酬は金銭報酬とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、月例の基本報酬のみで構成されています。なお、取締役の報酬についての考え方や算定方法は次のとおりです。

2) 取締役の報酬についての考え方と手続

取締役の報酬額は、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会が、役位、職責、在任年数、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を総合的に勘案した上で原案を立案し、取締役会に答申しています。

取締役会は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会長中村勝、代表取締役社長中村敬及び代表取締役常務経営管理本部長福満清伸に委任することを決議しております。その権限内容は、各取締役の役位や職責等を踏まえた基本報酬額であり、この権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況を熟知し、最も適しているからであり、指名報酬委員会の当該答申の内容に従って決定をしなければならないことになっていません。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定いたします。

3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会長中村勝、代表取締役社長中村敬及び代表取締役常務経営管理本部長福満清伸は、当社を取り巻く環境や経営状況を踏まえ決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第29条の規定に基づき社外取締役である窪木登志子氏及び山本行治氏との間で、また、同第39条の規定に基づき監査役である橋本千枝氏、社外監査役である武士俣充氏及び宮崎源征氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項の契約（以下、「責任限定契約」という。）を締結しております。これらの責任限定契約の概要は、同法第423条第1項の責任について、取締役及び監査役の職務を行うにつき善意でかつ、重大な過失がないときは、法令が規定する最低責任限度額を限度とするものであります。

④ 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役 窪木 登志子	窪木法律事務所 中央大学法科大学院 シチズン時計株式会社	所長 客員教授 社外取締役	当社と窪木法律事務所との間には業務委託に関する取引があります。また、中央大学法科大学院及びシチズン時計株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役 山本 行治	山本会計事務所 株式会社ユニテッド	所長 代表取締役	当社と山本会計事務所、株式会社ユニテッドとの間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役 宮崎 源征	トゥルーバグループホールディングス株式会社 トゥルーバアグリ株式会社 トゥルーバファーム大分株式会社	取締役副社長 取締役会長 代表取締役社長	当社とトゥルーバグループホールディングス株式会社、トゥルーバアグリ株式会社及びトゥルーバファーム大分株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

(2) 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係 該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席・発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の内容
取締役 窪木 登志子	取締役会は当事業年度15回開催のうちすべてに出席し、弁護士として企業法務の豊富な専門知識と実務に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的かつ専門的見地から、議案、報告事項について質問、助言、意見を適宜述べるとともに、指名報酬委員会の委員として幅広い見識に基づく質問、助言、意見を述べております。
取締役 山本 行治	取締役会は当事業年度15回開催のうちすべてに出席し、税理士として財務及び税務に関する専門知識と経験に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的かつ専門的見地から、議案、報告事項について質問、助言、意見を適宜述べるとともに、指名報酬委員会の委員として幅広い見識に基づく質問、助言、意見を述べております。
常勤監査役 武士俣 充	取締役会は当事業年度15回開催のうちすべてに出席し、また、監査役会は当事業年度9回開催のうちすべてに出席し、長年にわたる資本市場関連業務への従事を通じ金融及び実務の専門知識と経験に基づき、取締役会の職務執行の監査等職務を遂行するうえで議案、報告事項について質問、助言、意見を述べております。
監査役 宮崎 源征	取締役会は当事業年度15回開催のうちすべてに出席し、また、監査役会は当事業年度9回開催のうちすべてに出席し、公認会計士として企業の会計監査の豊富な専門知識と実務に基づき、取締役会の職務執行の監査等職務を遂行するうえで議案、報告事項について質問、助言、意見を述べております。

(4) 剰余金の配当の決定に関する方針

当社グループの配当につきましては、今後の事業展開や経営基盤強化のための内部留保を考慮しつつ、株主の皆さまに対し、安定した利益還元を継続的に実施することを基本方針としております。

このような方針のもと、当連結会計年度の期末配当金につきましては、1株当たり14円の普通配当を実施することといたしました。次期の利益配当金につきましては、前記に記述いたしました利益配分に関する基本方針に基づき実施してまいります。

1 配当財産の種類 金銭

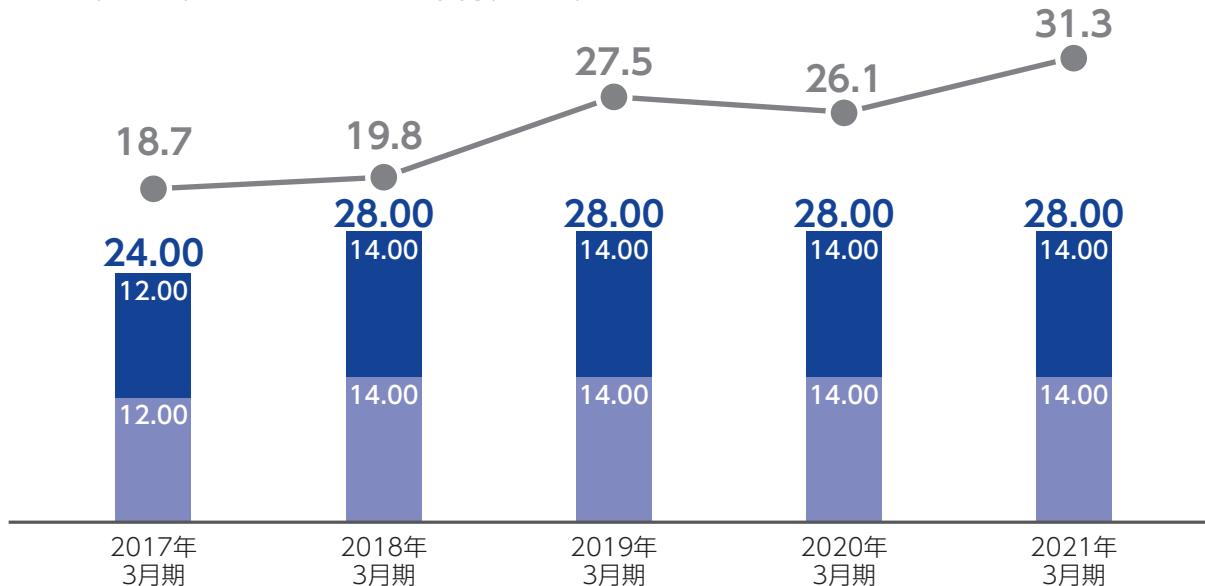
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

2 当社普通株式1株につき金14円 総額 527,836,064円

3 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年6月14日

1株当たり配当金及び配当性向の推移

配当金(単位:円) ■ 中間 ■ 期末 配当性向(単位:%) ●



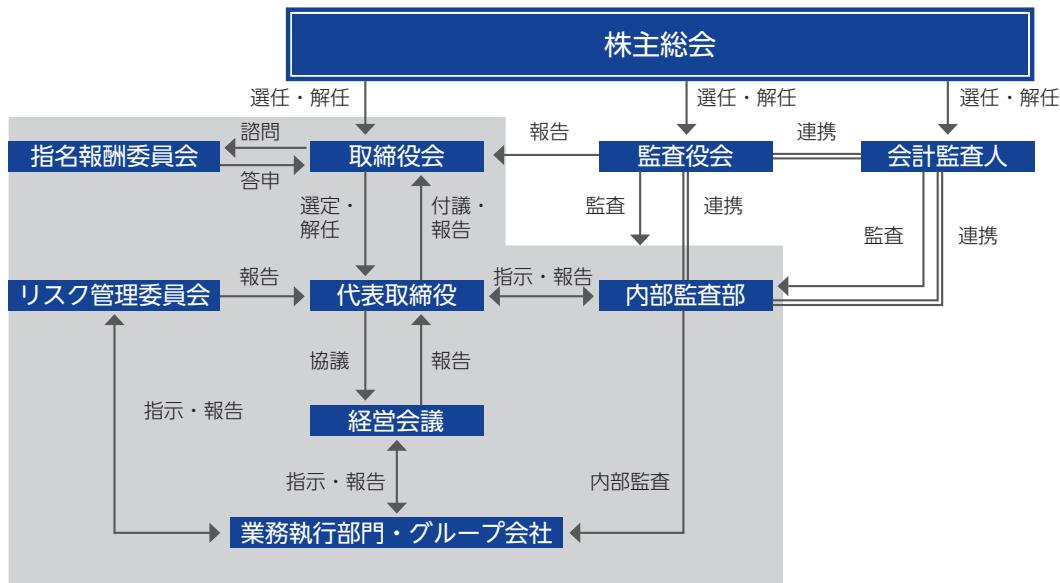
(ご参考) コーポレート・ガバナンス体制の概要

基本的な考え方

当社グループは、企業理念、スローガン、クオールビジョン、クオールグループ企業行動憲章に基づいた企業活動を通じ、継続的に企業価値の向上を図ることが、株主の皆さまや患者さま、従業員をはじめとする全てのステークホルダーのご期待に応えるものと認識しております。

この実現のため、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題としており、独立役員要件を満たす社外取締役・社外監査役の選任により、経営監督機能を強化しております。また、当社では、指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化するため、指名報酬委員会を設置し、取締役会の諮問に応じて取締役の指名・報酬等について審議・答申を行っております。さらに、株主との対話方針として、株主・投資家との対話を積極的に行うこととし、経営計画の進捗をはじめとする経営状況に関する情報、定量的な財務情報、コーポレート・ガバナンスやCSRなどの非財務情報の開示を適時・適切に行うほか、株主の権利行使のための適切な環境整備に努めるなど、株主・投資家を含めたステークホルダーからのご期待に応えるよう努める方針としております。

■コーポレート・ガバナンス体制図



連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第29期 (2021年3月31日)	(ご参考)第28期 (2020年3月31日)	科 目	第29期 (2021年3月31日)	(ご参考)第28期 (2020年3月31日)
資産の部			負債の部		
流動資産	45,499	45,881	流動負債	38,709	38,730
現金及び預金	19,648	15,802	買掛金	19,822	18,623
受取手形及び売掛金	18,231	22,862	短期借入金	200	1,500
商品及び製品	4,606	4,873	1年内償還予定の社債	1,108	1,108
仕掛品	127	209	1年内返済予定の長期借入金	10,261	9,018
貯蔵品	120	141	未払法人税等	1,693	2,657
その他	2,766	1,996	賞与引当金	2,281	2,211
貸倒引当金	△2	△3	その他	3,343	3,612
固定資産	55,062	56,976	固定負債	20,026	23,139
有形固定資産	12,730	13,055	社債	1,416	2,524
建物及び構築物	6,380	6,304	長期借入金	16,736	18,500
工具、器具及び備品	1,280	1,338	繰延税金負債	302	476
土地	4,762	5,072	役員退職慰労引当金	30	32
その他	307	340	退職給付に係る負債	650	630
無形固定資産	34,938	36,642	資産除去債務	809	789
のれん	34,071	35,981	その他	81	186
ソフトウエア	508	374	負債合計	58,736	61,870
その他	358	286	純資産の部		
投資その他の資産	7,393	7,278	株主資本	41,280	40,532
投資有価証券	183	398	資本金	5,786	5,786
敷金及び保証金	3,783	3,470	資本剰余金	13,490	13,490
繰延税金資産	1,904	1,925	利益剰余金	25,364	23,057
その他	1,535	1,497	自己株式	△3,360	△1,801
貸倒引当金	△12	△13	その他の包括利益累計額	△118	△15
繰延資産	9	14	その他有価証券評価差額金	△118	△15
社債発行費	9	14	非支配株主持分	672	485
資産合計	100,571	102,872	純資産合計	41,834	41,001
			負債純資産合計	100,571	102,872

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第29期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(ご参考) 第28期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売上高	161,832	165,411
売上原価	140,730	144,317
売上総利益	21,102	21,094
販売費及び一般管理費	13,737	13,361
営業利益	7,364	7,733
営業外収益	268	559
受取家賃	31	34
受取手数料	59	53
保険解約返戻金	—	126
補助金収入	12	9
貸倒引当金戻入額	—	99
受取保証料	47	50
その他	117	184
営業外費用	230	267
支払利息	112	119
支払手数料	—	56
その他	118	92
経常利益	7,403	8,024
特別利益	319	14
事業譲渡益	99	—
固定資産売却益	14	14
投資有価証券売却益	205	—
特別損失	827	355
固定資産除却損	67	49
固定資産売却損	0	9
減損損失	759	295
税金等調整前当期純利益	6,895	7,683
法人税、住民税及び事業税	3,286	3,621
法人税等調整額	56	△207
当期純利益	3,552	4,269
非支配株主に帰属する当期純利益	187	202
親会社株主に帰属する当期純利益	3,365	4,067

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第29期 (2021年3月31日)	(ご参考)第28期 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産	12,999	7,997
現金及び預金	6,325	3,595
貯蔵品	0	5
前払費用	61	10
関係会社預け金	5,215	1,128
その他	1,396	3,256
固定資産	50,850	49,839
有形固定資産	9	5
車両運搬具	8	4
工具器具備品	0	—
建設仮勘定	—	1
無形固定資産	7	9
ソフトウェア	5	7
その他	1	2
投資その他の資産	50,834	49,823
投資有価証券	168	392
関係会社株式	47,343	46,125
関係会社長期貸付金	2,128	2,091
繰延税金資産	880	912
その他	313	301
資産合計	63,850	57,836

科目	第29期 (2021年3月31日)	(ご参考)第28期 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債	12,949	11,638
短期借入金	200	1,500
1年内返済予定の長期借入金	6,494	3,992
未払金	67	25
未払費用	56	1
預り金	17	13
賞与引当金	0	—
関係会社預り金	5,999	6,026
その他	114	80
固定負債	14,738	12,858
長期借入金	14,738	12,736
その他	—	122
負債合計	27,688	24,497
純資産の部		
株主資本	36,154	33,229
資本金	5,786	5,786
資本剰余金	15,304	15,304
資本準備金	5,445	5,445
その他資本剰余金	9,858	9,858
利益剰余金	18,423	13,940
利益準備金	12	12
その他利益剰余金	18,411	13,927
繰越利益剰余金	18,411	13,927
自己株式	△3,360	△1,801
評価・換算差額等	7	108
その他有価証券評価差額金	7	108
純資産合計	36,161	33,338
負債純資産合計	63,850	57,836

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第29期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(ご参考) 第28期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
営業収益	7,129	4,239
経営管理料	1,722	1,111
関係会社受取配当金	5,406	3,128
売上総利益	7,129	4,239
販売費及び一般管理費	1,682	1,227
営業利益	5,446	3,012
営業外収益	130	133
受取利息	53	36
受取配当金	2	6
手数料収入	21	－
受取保証料	47	50
有価証券評価益	－	36
その他	5	3
営業外費用	80	91
支払利息	70	65
有価証券評価損	9	－
支払手数料	－	25
経常利益	5,497	3,054
特別利益	204	－
投資有価証券売却益	204	－
特別損失	0	－
固定資産除却損	0	－
固定資産売却損	0	－
税引前当期純利益	5,701	3,054
法人税、住民税及び事業税	83	16
法人税等調整額	76	△24
当期純利益	5,541	3,063

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

クオールホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳 英 ④
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 淳 一 ④
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 山 正 樹 ④
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クオールホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クオールホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

クオールホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳 英 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 淳 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 山 正 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クオールホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を行い、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるほか、子会社の監査を実施し、その業務及び財産の状況を確認しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査の計画及び職務の遂行状況とその結果について報告を受け、必要に応じて会計監査人の監査に同行し、その職務の執行状況について監視及び検証いたしました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

フオールホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	武士 侯	充	Ⓔ
常勤監査役	橋本	千枝	Ⓔ
監査役 (社外監査役)	宮崎	源征	Ⓔ

以上

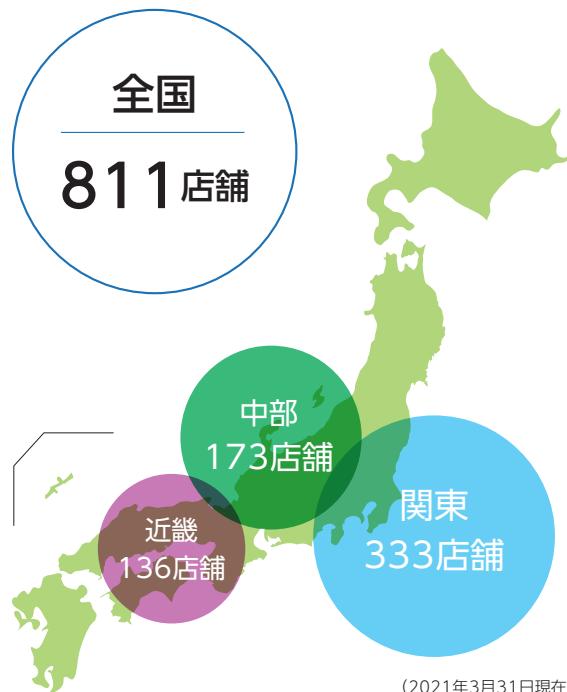
TOPICS

規模の拡大

エリア戦略に基づく出店

2021年3月期の出店状況は、新規出店16店舗、事業譲受や株式会社を含むM&Aによる取得が18店舗の34店舗に増加しました。一方、閉店および事業譲渡により28店舗が減少した結果、当社グループの総店舗数は、811店舗（前年比6店舗増加）となりました。

兵庫県を中心に11店舗展開している株式会社勝原薬局や、茨城県内の6店舗を取得する等、積極的なM&Aを実施しております。エリア戦略に基づき集中的に出店することでより地域連携を強化し、質の高い医療を引き続き提供してまいります。



クオール薬局つくば桐の葉モール店



クオール薬局シティテラスモール金町店

いつでも患者さまのために

新型コロナウイルスへの対応

当社グループは新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた様々な取組みを行っております。

その一環で、新型コロナウイルス感染症の早期収束に向けて、「COVID-19ワクチンプロジェクト」(以下、「本プロジェクト」)を発足いたしました。

本プロジェクトの目的は、①一般の方への新型コロナウイルスワクチン(以下、「ワクチン」)接種が円滑に実施できるようワクチン集団接種会場等に薬剤師を派遣し、現地での書類業務や薬剤調剤業務、接種後の体調管理を行うこと②かかりつけ薬局機能のひとつとして、当社グループ薬局においてワクチン接種前の予診票記入サポート・ワクチン接種後の中長期的な体調管理の実施すること③接種を希望する当社グループ従業員がワクチンを漏れなく接種できるようにすることです。

また、従業員に対してワクチン接種に関する専門的な研修を実施し、日本全国にいつでも薬剤師が派遣が行えるよう準備しています。まだ接種が進んでいない状況の中で、4月末現在で薬剤師をワクチン接種会場に21回派遣し地域の皆さまの新型コロナ感染予防に貢献しております。

当社グループは、今後も薬局以外でも地域のみなさまに健康と安心・安全をお届けする取組みを行ってまいります。



3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



薬局の価値創出

セサミストリートとのコラボ開始

福井県福井市にセサミストリートとコラボした「クオール薬局新保(しんぼ)店」を新規開局いたしました。

米国NPO団体セサミワークショップと提携し、世界で初めて「セサミストリートファーマシー会員制プログラム」を共同設立し、子どもたちの「身体的健康」「精神的健康」「社会的健康」の支援を目的に「医療」「教育」「エンターテインメント」を融合させ「健康について楽しく学べる場所」として提供しています。

セサミストリートは、SDGsが重視する多様性の重要性を伝え続けてきたことから、当社はその考えに共感し、セサミストリートの世界観を通じて、来局された患者さま、特にお子さまとご家族の皆さまに情報提供を行っています。

当社グループは、SDGsが掲げる持続可能な社会実現を目指した事業活動を行ってまいります。



クオール薬局新保店



店内の様子



事業加速

在宅調剤事業の強化

当社グループは、2021年4月に在宅推進本部を新たに設け、在宅調剤事業のさらなる強化を行ってまいります。

様々な理由で薬局に来局いただけない患者さまに対して、薬剤師が直接訪問し、お薬の説明や服用時の注意点、その他健康に関するご相談を日本全国で行ってまいります。

昨今、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で来局いただけない患者さまがいらっしゃることから、薬剤師が訪問する在宅調剤事業の強化を行っております。

来局いただけない患者さまに対しても、来局された患者さまと同様にお薬の説明やご相談など質の高い医療を通じて、患者さま一人ひとりに寄り添う医療を実現し、社名の由来である、患者さまのクオリティ オブ ライフの向上に貢献してまいります。

当社グループは、すべての人に健康と福祉をお届けすることを通じて、地域の支える医療機関としての安心・安全を引き続き体現してまいります。



3 すべての人に
健康と福祉を



10 人や国の不平等
をなくそう



デジタル化でより便利に安全に

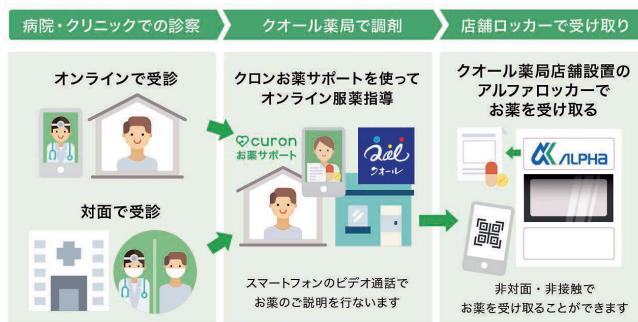
店舗ロッカーでお薬を受け取り

当社グループはオンライン服薬指導から受け渡しロッカーサービスを利用した非対面・非接触での処方箋医薬品受け渡しを実施いたしました。本サービスにより、新型コロナウイルス感染症拡大下、非対面・非接触で即日受け取りのニーズに対応できます。

本サービスは、医療機関でオンライン診療が実施され処方箋が発行された後に、オンライン服薬指導・処方箋医薬品の受け取りまで一気通貫で、患者さまが非対面・非接触で安心安全に服薬することができます。またクオールでは、QRコードを利用して医薬品の受け渡しができるロッカーを、業界に先駆けて2020年11月にナチュラルローソククオール薬局豊洲三丁目店に導入いたしました。このロッカーを活用することで、「配送を待たずすぐにお薬を受け取りたい」、「深夜など都合の良い時間に受け取りたい」、「感染対策として非対面・非接触で受け取りたい」という様々な患者さまのニーズに対応できる体制を整えました。

今後は、処方箋医薬品だけでなく、OTC医薬品やサプリメントなどの商品の受け渡しにもご利用いただけるようサービスを展開していく予定です。

当社グループは、お薬をお渡しするほかに、ご利用者さまの健康を維持し、クオリティ オブ ライフの向上に貢献できる取り組みを続けてまいります。



女性が活躍する職場改革

従業員の働きやすさを更に進化

当社グループでは、女性社員の割合が約7割と非常に高く、様々なフィールドで活躍しています。そのような中、女性がさらに働きやすい職場環境を実現していくため、各種制度を見直し、また幹部職への登用も積極的に推進してまいりました。その取組みが進んだ結果、管理職（課長以上）に占める女性比率が26%（クオール株）になり、とても高い水準となりました。

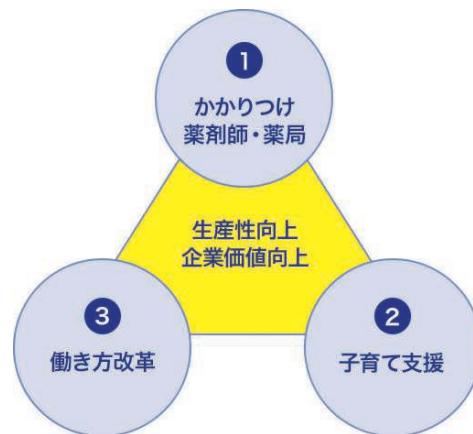
また、女性が多い当社グループならではの、女性の視点から考える女性活躍の研究会「L.A.D.Y.S*会議」を2016年5月から発足させ、本格的な活動を開始させました。政府が後押しする企業の女性活用と働きやすさへの改革はもとより、薬物治療を通じて薬剤師やスタッフによる活躍を促進しております。

引き続き、女性の潜在的パワーを掘り起し、当社グループのスローガン「あなたの、いちばん近くにある安心」を形にしていくことで、企業の限りなき成長と持続可能な社会実現に向けて、更なる発展を目指してまいります。

※L.A.D.Y.S : L: Luminous 明るく・光る、A: Activity 活動的、D: Diversity 多様性、Y: Yell 応援する、S: Staff 社員



L.A.D.Y.S 会議の様子



L.A.D.Y.S 会議で取り組む3つのテーマ



事業加速

医療・健康を支える医療関連事業を拡大

当社グループは、「あなたの、いちばん近くにある安心」をスローガンに掲げ、一貫して医療や健康を支える事業を拡大すべく、保険薬局事業のみならず、医療関連事業を強化してまいりました。

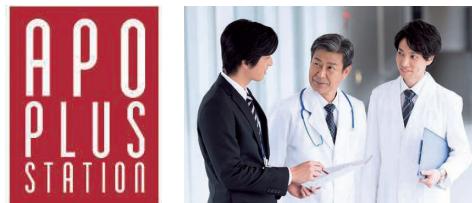
CSO事業を主力とするアポプラスステーションは、専門性が高く高付加価値のCMR[※]の育成を可能にする教育力が強みです。CMRがコロナ禍において新型コロナウイルスワクチンの接種開始により再び注目されていることから、コロナ禍でも活躍できる高いITリテラシーをもつCMRの育成・派遣を行ってまいります。

薬剤師、保健師、登録販売者など派遣を幅広く行うアポプラスキャリアは、今後も続く慢性的な医療人材の不足や働き方の多様化に対応することで、事業拡大を図ってまいります。

藤永製薬は、2019年にグループ入りして以来、売上、利益ともに順調に推移しております。今後も当社グループ内での販売促進や大手提携製薬企業とのプロモーション等を通じて事業拡大を図るとともに、生産実行システムの更新等を通じて、製造品質の維持向上を図ってまいります。

当社グループは、中期目標達成に向け、保険薬局事業と医療関連事業の両輪で成長を続けてまいります。

※CMR：コントラクトMR



専門性の高いコントラクトMRが
新薬情報等についてわかりやすくお伝えします



医療従事者の方々がそれぞれのステージで
活躍できる職場を提供してまいります



藤永製薬株式会社



人々の生命を守り、健康を育むために
研究開発・製造を行っています

株主優待制度のご案内

株主の皆さまの日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資の魅力を高め、中長期的に保有していただき、当社グループの事業内容および製品への理解を深めていただくことを目的として株主優待制度を設けています。当社取り扱い製品のほか、当社グループの社会貢献活動の一環として、株主の皆さまにもご参加いただけるよう、社会貢献活動団体への寄付もお選びいただけます。

継続 保有期間	保有株数	
	100～499株	500株以上
1年未満	3,000円相当 カタログギフト	5,000円相当 カタログギフト
1年以上	5,000円相当 カタログギフト	7,000円相当 カタログギフト



株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日まで
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所
公告の方法	電子公告により
公告掲載URL	https://www.qolhd.co.jp/ir/elec_pub.html (やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。)

株主総会 会場ご案内図

日時 2021年6月29日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)

場所 東京都中央区日本橋二丁目14番1号 フロントプレイス日本橋10階
クオールグループ 会議室



交通機関のご案内

地下鉄「日本橋駅」

- 東西線・銀座線
「D4出口」より徒歩約1分
- 浅草線
「D1出口」より徒歩約1分

地下鉄「茅場町駅」

- 日比谷線・東西線
「12番出口」より徒歩約3分

※会場に駐車場の用意はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

※「日本橋駅」より車椅子等でお越しの場合、COREDO日本橋内の改札外エレベーターをご利用ください。

スマートフォンやタブレット端末から右記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。



クオールホールディングス株式会社
Qol Holdings Co.,Ltd.

